

北九州市長 武内 和久 様
福岡県知事 服部 誠太郎 様

瀬戸内海（周防灘）の生物多様性保全の見地から北九州市の「企業誘致加速大作戦」の再検討を求める要望書

軟体動物多様性学会 自然環境保全委員会 委員長 安溪 遊地
日本貝類学会 多様性保全委員会 委員長 岩崎 敬二
日本魚類学会 自然保護委員会 委員長 森 誠一
日本生態学会 九州地区会 会長 立田 晴記
日本鳥学会 鳥類保護委員会 委員長 澤 祐介
日本動物分類学会 生物多様性保全委員会 委員長 佐藤 正典
日本ベントス学会 自然環境保全委員会 委員長 木村 妙子
(団体名の五十音別に記載)

2024年7月、北九州市は、市内の4つの区域（民間開発募集エリア）において地域未来投資促進法の特例措置を活用して農地など約20haを産業用地として民間開発する計画（企業誘致加速大作戦）を発表しました¹⁾。しかし、このエリア内の瀬戸内海周防灘沿岸には、「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種²⁾を含む多数の絶滅危惧種³⁾が生息している場所があります。このうち、「曾根干潟周辺」は、環境省によって「生物多様性の観点から重要度の高い海域」⁴⁾に選定され、「曾根干潟」と「奥畑川河口および大積干潟」は「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」⁵⁾に選定されています。さらに、環境省は、渡り鳥の保全の観点から、「曾根干潟」を「シギ・チドリ類渡来湿地・重要渡来地域」⁶⁾にも選定しています。2024年に経済産業省が策定した「地域未来投資促進法における基本計画のガイドライン」は、これらの環境省が選定した地域や国内希少野生動植物種の生息場所を「環境保全上重要な地域」と位置付け、そこを計画対象とする場合には環境保全のために配慮を行うことを求めています⁷⁾。しかし、北九州市の計画ではこれらの干潟とその周辺の環境保全について特別の措置は講じられていません。

小倉南区の曾根干潟とその周辺海域では、底生無脊椎動物のカブトガニ、シオマネキ、シマヘナタリ、クロヘナタリ、ササゲミミエガイ、イチョウシラトリ、ツバサゴカイ、魚類のアオギス、チワラスボ、鳥類のツクシガモ、ハウロクシギ、ズグロカモメ、クロツラヘラサギなどの絶滅危惧種の生息が確認されています⁸⁾。門司区の高瀬川、奥畑川、六田川、大坪川などの河川感潮域や河口周辺には比較的小規模な干潟が残されており、そこにも底生無脊椎動物のカブトガニ、オオヒメアカイソガニ、シイノミミガイ、ツバサゴカイ、魚類のクボハゼ、キセルハゼなど多くの絶滅危惧種が生息しています⁹⁾。

これらの生物多様性を保全するためには、海域の干潟だけでなく、その後背地や流入河川も含めた広範囲の環境を保全することが不可欠です。たとえば鳥類（渡り鳥など）にとっては、干潟だけでなく、后背地の農地やヨシ原なども重要な生息場所（採食や休息の場所）になっています。曾根干潟では、その後背地（曾根新田地区）に水路網を備えた水田やヨシ原が特に広く残されています。2020-2022年に北九州市が実施した曾根干潟とその后背地での調査によれば、后背地で確認された鳥類の種数（各年64-71種）は、海域で確認された種数（15-20種）よりも多く、后背地において国内希少野生動植物種2種（クロツラヘラサギ、ハヤブサ）および環境省レッドリスト掲載種11種（シロチドリなど）の生息が確認されています¹⁰⁾。もし曾根干潟の后背地が新たな産業用地として開発された場合には、これらの鳥類の生息場所が直接失われることになります。

また、一般に干潟の后背地の水田、水路、ヨシ原などは、陸上の降水（淡水）の一部を滞留させ、地下に浸透させています。その淡水は、土壌中の栄養塩が溶け込んだ伏流水となって干潟や干潟に注ぐ河川に流入しています。もし干潟の后背地の地面がコンクリートなどの非透水性の構造物で覆われるならば、降水の地下への浸透が減少するため、干潟に安定して流入する伏流水が減少します。その

一方で、地表面を流れる淡水の一過性の流入が増大します。したがって、干潟の後背地や流入河川の集水域での開発は、干潟とその周辺の海域の生態系に悪影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。

有明海沿岸の佐賀県鹿島市は、2015年にラムサール条約湿地として登録された「肥前鹿島干潟」の保全・利活用計画¹¹⁾において、「干潟後背地に位置する水田をはじめとする耕作地が水源涵養などの機能がほか、干潟と一体化した湿地環境として、生物多様性の維持に貢献していること」および「干潟を健全に保つには森・里・川・干潟・海の保全と環境の連続性について考慮することが求められること」を明記しています。同じく佐賀市も、同年にラムサール条約湿地として登録された「東よか干潟」の環境保全及びワイズユース計画¹²⁾において、「干潟の環境を維持していくには、水の中立ちとして繋がる、森・里・川・海の全ての環境を、良好な状態に保つ必要があること」を明記し、この計画が対象とする範囲を、干潟だけでなく、『「東よか干潟」を形成する流域、後背地にあたる佐賀市全域』としています。

北九州市は、第2次北九州市生物多様性戦略（2015年度-2024年度）¹³⁾において、「都市と自然との共生—豊かな自然の恵みを活用し自然と共生するまち—」を基本理念とし、「曾根干潟の保全と利用」を基本目標の一つとして掲げています。また、福岡県も、福岡県生物多様性戦略2022-2026¹⁴⁾および福岡県ワンヘルス推進行動計画（2022年度-2026年度）¹⁵⁾において、「干潟の保全」や「生物多様性の保全」を具体的な課題として掲げています。

以上のことを踏まえて、私たちは、北九州市と福岡県に対して以下のことを要望します。

1. 北九州市は、「地域未来投資促進法における基本計画のガイドライン」⁷⁾、瀬戸内海環境保全特別措置法¹⁶⁾、生物多様性基本法¹⁷⁾、生物多様性国家戦略2023-2030¹⁸⁾、および第2次北九州市生物多様性戦略¹³⁾に則って、瀬戸内海周防灘の沿岸の干潟の後背地と干潟に流入する河川の集水域を「企業誘致加速大作戦」における「民間開発募集エリア」から除外すること。
2. 福岡県は、瀬戸内海環境保全特別措置法¹⁶⁾、生物多様性基本法¹⁷⁾、生物多様性国家戦略2023-2030¹⁸⁾、福岡県生物多様性戦略2022-2026¹⁴⁾、および福岡県ワンヘルス推進行動計画¹⁵⁾に則って、北九州市の「企業誘致加速大作戦」に対して適切な助言を行うこと。

この要望に対するご見解を下記の連絡先のいずれかに文書でお送りいただきますようお願いいたします。

この要望書に関する連絡先：

佐藤正典（日本動物分類学会 生物多様性保全委員会 委員長、鹿児島大学名誉教授）

〒899-5652 鹿児島県始良市平松 5233

電話：080-6411-4368

メールアドレス：machan27sato@gmail.com

逸見泰久（日本生態学会 九州地区委員、熊本大学名誉教授）

〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-39-1

熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター

電話：096-342-3447

メールアドレス：henmi@kumamoto-u.ac.jp

注

- 1) 北九州市のホームページ（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001096344.pdf>）に基づく。
- 2) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）は、国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、1993年に施行された。国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類）のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきしているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施など保全のために必要な措置を講じている。環境省のホームページ（<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html>）に基づく。

- 3) 環境省レッドリスト 2020 (<https://www.env.go.jp/press/107905.html>) および環境省版海洋生物レッドリスト (<https://www.env.go.jp/press/103813.html>) に基づく。
- 4) 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」とは：海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的とし、沿岸域で 270 カ所、沖合表層域で 20 カ所、沖合海底域で 31 カ所が抽出された。環境省のホームページ (<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html>) に基づく。
- 5) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」とは：ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に 2001 年に選定された「日本の重要湿地 500」を 2015 年に改訂したもの。環境省のホームページ (https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html) に基づく。
- 6) 「シギ・チドリ類渡来湿地・重要渡来地域」とは：環境庁が 1988 年から 1996 年までの調査結果に基づいて、シギ・チドリ類の観察数が一定基準以上の調査地点を抽出し、1997 年に「シギ・チドリ類渡来湿地目録」を作成し、それと同時に、シギ・チドリ類の渡来数が多い、あるいは渡来種数が多いという観点から国内 13 地域を「シギ・チドリ類重要渡来地域」とした。環境省のホームページ (<https://www.env.go.jp/press/993.html>、および <https://www.env.go.jp/press/files/jp/2681.html>) に基づく。
- 7) 経済産業省のホームページ (https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/kihonkeikaku-guideline-202307.pdf) に基づく。
- 8) 大塚 攻ほか (編) 2020. 永遠に残したい曾根干潟—世界的に貴重な野鳥と生きた化石カブトガニの楽園。Next Publishing Authors Press.
- 9) 下記の学術論文などにに基づく。Koyama, A., Imai, T., Matsushima, K., Shimooka, S. 2024. Sub-habitat classification of temperate salt marshes in Japan based on aquatic fauna. *Global Ecology and Conservation* 55: e03211.
- 10) 北九州市による曾根干潟環境調査 (鳥類調査) の結果 (<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/00600337.html>) に基づく。
- 11) 鹿島市ラムサール条約推進協議会・鹿島市 2017. 「肥前鹿島干潟」保全・利活用計画。 (https://www.city.saga-kashima.lg.jp/site_files/file/kankyou/rikatuyou.pdf)
- 12) 東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会・佐賀市 2018. 東よか干潟環境保全及びワイズユース計画。 (https://www.city.saga.lg.jp/site_files/file/2018/201806/p1cf6666j46114e01j17bto1fgtd.pdf)
- 13) 北九州市のホームページ (https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_12025.html) に基づく。
- 14) 福岡県のホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokaprefefurebiodiversity2022-2026.html>) に基づく。
- 15) 福岡県のホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/one-health-fukuoka-keikaku.html>) に基づく。
- 16) 瀬戸内海環境保全特別措置法 (抜粋)
 第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。
- 17) 「生物多様性基本法」とは：生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、2008 年に施行された。本基本法では、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されると共に、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。環境省のホームページ (<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/kihonhou/index.html>) に基づく。
- 18) 「生物多様性国家戦略 2023-2030」とは：新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に対応した国家戦略であり、また、2030 年のネイチャーポジティブ (自然再興) の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略である。環境省のホームページ (<https://www.env.go.jp/content/000124382.pdf>) に基づく。